

交通安全市民会議ニュース 10月号



危険です！あおり運転

(愛知県警察 HP より)

◇ あおり運転とは ◇

- 道路交通法上の定義ではありませんが、具体的には、相手の車に執拗につきまとう、幅寄せや割り込み、走行を妨げる進路変更、不必要に急ブレーキをかけるなど危険な行為を繰り返すことが挙げられます。
- あおり運転をすると、刑法では暴行罪、道路交通法では車間距離不保持、急ブレーキ禁止違反、進路変更禁止違反、追越し違反など、懲役や罰金が科せられます。

あおり運転は、重大事故につながる悪質で危険な行為です！
絶対にやめましょう！！

◎もしもあおり運転行為を受けた時は、次のように対処しましょう。

走行中

- ・絶対に挑発行為にはのらない。
- ・片側2車線以上の道路では、なるべく左側の車線へ移動する。
- ・まわりの安全を確認し、可能であれば道路の左端に停車してあおり運転車両をやり過ごす。(なるべく人目のあるところに停車する。)

停車後

- ・ドアロックをして窓を閉め、相手の運転者と対峙しない。
- ・速やかに110番に電話をかける。
- ・ドライブレコーダーやスマートフォンのカメラ等を有効に活用する。
- ・車のナンバー、車種が分かれば記録する。



ドライバーは、あおり運転を誘発しないよう、無理に割りこまない、一時停止でしっかり止まる、信号のない交差点ではゆずり合うなど思いやりのある運転マナーを心がけましょう！



心にゆとりを持った運転で、
あおり運転行為をなくしましょう！



秋の交通安全市民運動を実施しました

お忙しい中、立哨活動等にご協力いただき
ありがとうございました。

年末も引き続き、ご協力お願いいたします。



「とよな交通安全フェスタ」開催！

謎を解きながら、交通安全について考えよう！
ご家族そろってお越しください♪

と き 10月26日(土)

ばしょ 豊田市鞍ヶ池公園 芝生広場

